

番 号 : 150731

国 名 : コロンビア

担当部署 : 社会基盤・平和構築部平和構築・復興支援室

案件名 : 土地返還政策促進のための土地情報システムセキュリティ管理能力強化プロジェクト終了時評価調査 (評価分析)

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務 : 評価分析
- (2) 格 付 : 3～4号
- (3) 業務の種類 : 調査団参团

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間 : 2015年11月上旬から2015年12月下旬まで
- (2) 業務M/M : 国内 0.5M/M、 現地 0.73M/M、 合計 1.23M/M
- (3) 業務日数 : 準備期間 5日 現地業務期間 22日 整理期間 5日

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数 : 1部
- (2) 見積書提出部数 : 1部
- (3) 提出期限 : 9月30日(12時まで)
- (4) 提出方法 : 専用アドレス (e-propo@jica.go.jp) への電子データの提出又は
郵送(〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25二番町センタービル) (いずれも提出期限時刻必着)

※2014年2月26日以降の業務実施契約(単独型)公示案件(再公示含む)より、電子媒体による簡易プロポーザルの提出を本格導入しています。

提出方法等詳細についてはJICAホームページ(ホーム>JICAについて>調達情報>お知らせ>「コンサルタント等契約における業務実施契約(単独型)簡易プロポーザルの電子提出本格導入について」(http://www.jica.go.jp/announce/information/20140204_02.html))をご覧ください。なお、JICA本部1階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご注意ください。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等 :
 - ①業務実施の基本方針 8点
 - ②業務実施上のバックアップ体制等 2点
- (2) 業務従事予定者の経験能力等 :
 - ①類似業務の経験 45点
 - ②対象国又は同類似地域での業務経験 18点
 - ③語学力 18点
 - ④その他学位、資格等 9点

(計100点)

| | |
|----------|------------|
| 類似業務 | 各種評価調査 |
| 対象国/類似地域 | コロンビア/全途上国 |
| 語学の種類 | 英語 |

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等 :
本調査の評価対象である技術協力プロジェクトにおいて専門家業務に携わった法人及び個人は本件への参加を認めない。

(2) 必要予防接種：特になし。

6. 業務の背景

コロンビアでは1960年代に組織された武装勢力の台頭による国内紛争が現在に至るまで続いている。2012年末時点で、国内避難民（以下「IDP」）の数は450万人以上とされ世界最大、地雷死傷者の数は2010年、2011年ともに約540名で世界2位、3位となっている。

国内避難民は武装勢力による暴力等によって土地を追われ、現在も他人による占拠や第三者への転売・譲渡等により、自らの土地に対する正当な権利を行使できない状況に陥っている。こうした状況を踏まえ、同国政府は1997年に法律387号を制定し、国内避難民を定義し支援する枠組み整備を行った。2010年8月に発足したサントス政権では、国内紛争問題の解決に取り組み、2011年6月に同国暴力史において歴史的と言われる法律1448号（通称土地返還・被害者救済法）を制定した。

同法が定める土地返還のプロセスを強化するため、農業農村開発省に「土地返還管理特別行政ユニット」（以下「土地返還ユニット」）が設置され、同法に記載された土地返還の遂行を担っている。しかしながら、土地占有事実の歴史的検証や土地放棄と暴力の関係の立証は容易ではなく、同ユニットはこれら一連のプロセスを同国政府内の多数の関係機関と安全かつ効率的に遂行し、適切な行政サービスがIDPに提供されるように、土地情報システムを開発中である。同システムにて登録・更新される情報は住所や資産等の個人情報を含み、万が一にも暴力の加害者側である反政府勢力等に漏洩する事態が起こりえないように、高度な情報セキュリティ管理が必要とされる。

こうした背景を受け、同国政府はコロンビアにおける平和構築分野での支援実績があり、情報分野において世界的にも高水準の技術を有する我が国に、情報セキュリティ管理を中心とした技術協力プロジェクトの実施を要請した。これに対しJICAは2013年1月に詳細計画策定調査を実施し土地返還ユニットをはじめとする関係機関と「コロンビア国土土地返還政策促進のための土地情報システムセキュリティ管理能力強化プロジェクト」（以下、「本プロジェクト」）の枠組みに合意した。

本プロジェクトは2013年7月～2016年7月の予定で、コロンビアにおける土地返還プロセスにおいて中心的役割を果たす土地返還ユニットをカウンターパート（以下「C/P」）とし、情報システム、電子政府、研修計画、平和構築アセスメント/地域開発、業務調整の専門家を派遣し、IDPの個人情報・土地情報等センシティブな情報を扱う必要がある土地情報システムが情報セキュリティの観点から安全かつ効果的に運用されるよう、C/P機関に対する技術協力を行っている。また、本プロジェクトでは、単に土地情報システムの開発を担当している同ユニット内開発チームへの技術移転に留まらず、土地情報システムに保存される情報の入口（情報提供者）・出口（使用者）となっている他の関連5機関も技術移転の対象とし、情報の出入口がセキュリティホールとならないよう、関連各機関の情報セキュリティ管理能力の向上を図っている。さらに、情報の安全と共に、土地返還プロセスの効率的な運用を実現する上で不可欠であり、コロンビア側から強い要望のある司法的効力を持った公文書の電子化に関する制度的な枠組みの構築に関しても技術的な支援を行っている。

これまでに、関係6機関において、機関間にその程度の差異はあるものの、情報セキュリティポリシー・ガイドラインの策定・更新が着実に定着してきていることが確認されている。当初は中央（ボゴタ）の関係6機関技術者を中心に技術移転を行っていたが、昨年度より地方技術者にも積極的にC/Pら自身による技術移転が図られている。他方、土地返還が進んでも帰還先における社会サービス・生計手段の欠如から実際には帰還が進まない現状があり、帰還先の地域開発を包括的に進めていく必要がある。その観点よりC/P機関を始めとする関係機関の地域開発政策を担当するマネージャークラスの職員を対象として2015年6月に、地域開発・復興に主眼を置いた本邦研修を実施した。

今回実施の終了時評価は、2016年7月のプロジェクト終了を控え、プロジェクト活動について当初計画の実績、成果を評価、確認するとともに今後のプロジェクト活動に対する提言及び今後の類似事業実施に当たっての教訓を導くことを目的とする。

7. 業務の内容

本業務従事者は、プロジェクトの協力について当初計画と活動実績、計画達成状況、評価5項目（妥当性、有効性、効率性、インパクト、持続性）を確認するために、必要なデータ、情報を収集、整理し、分析する。なお、JICA事業評価における評価基準・手続きについては監督職員より情報提供を行う。

具体的な担当事項は次のとおりとする。

(1) 国内準備期間（2015年11月上旬）

- 1) 既存の文献・報告書等（業務進捗報告書等）をレビューし、プロジェクトの実績（投入、活動、アウトプット、プロジェクト目標達成度、プロジェクトの不安定要因・安定要因等）や実施プロセスを整理・分析する。
- 2) 既存のPDMIに基づき、プロジェクトの実績、実施プロセス及び評価5項目ごとの調査項目とデータ収集方法、調査方法等を検討し評価グリッド（案）（和文・英文）（紛争影響国・地域特有の事業評価の視点も含む）を作成する。また、既存のデータ・情報と現地で入手・検証すべき情報を整理する。
- 3) 上記評価グリッド（案）に基づき、プロジェクト関係者（プロジェクト専門家、C/P機関、その他コロンビア側関係機関、他ドナー等）に対する質問票（案）（英文）を作成し、JICAによる内容の確認を得る。（確認を得た質問票はJICAコロンビア支所で西文に翻訳の上、コロンビア側関係者に事前配布を行うことを想定している。）
- 4) 調査団内の検討の為、評価グリッド（案）を用いて評価デザイン（案）を検討する。
- 5) 国内で収集可能なデータを整理・分析する。
- 6) 終了時評価対処方針会議等に参加する。

(2) 現地派遣期間（2015年11月中旬～11月下旬）

- 1) JICAコロンビア支所との打合せに出席する。
- 2) プロジェクト関係者に対して、本終了時評価の評価手法について説明を行う。
- 3) コロンビア側C/Pと協議した評価グリッドに基づき、事前に配布した質問票を回収・整理するとともにプロジェクト関係者に対するヒアリング等を行い、プロジェクト実績（投入、活動、アウトプット、プロジェクト目標達成度等）、実施プロセス等に関する情報・データの収集・整理を行う。
- 4) C/P地方事務所や地方におけるプロジェクト関係者（地方自治体、住民等）を対象に3)と同様の業務を行う。
- 5) 上記3)4)で収集した情報・データを分析し、プロジェクト実績の貢献・阻害要因を抽出する。
- 6) 国内準備作業並びに上記3)4)及び5)で得られた結果をもとに、他調査団員及びコロンビア側C/Pとともに評価5項目（紛争影響国・地域特有の事業評価の視点も含む）の観点から評価を行い、合同評価報告書（案）（英文）を取りまとめる。
- 7) 合同評価報告書（案）に関する協議（合同調整委員会等）に参加し、協議を踏まえて同案を修正し、最終版の作成に協力する。
- 8) 担当分野に係る評価報告書（案）（英文）を作成する。
- 9) 協議議事録（M/M）（英文）の作成に協力する。
- 10) 現地調査結果のJICAコロンビア支所への報告に参加する。

(3) 帰国後整理期間（2015年11月下旬～12月上旬）

- 1) 評価調査結果要約表（案）（和文・英文）を作成する。
- 2) 帰国報告会に出席し、担当分野に係る報告を行う。
- 3) 担当分野の調査結果を取りまとめ、終了時調査報告書（案）（和文）の担当分野のドラフト作成をする。

8. 成果品等

本契約において作成する報告書等は以下のとおり。なお、本契約における成果品は(1)～(3)のすべてとする。

- (1) 合同評価報告書（英文）
- (2) 担当分野に係る終了時評価調査報告書（案）（和文）
- (3) 評価調査結果要約表（案）（和文・英文）

上記成果品の体裁は簡易製本とし、電子データを併せて提出することとする。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示に係る見積書の積算にあたっては、「JICAコンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」(<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)を参照のこと。留意点は以下のとおり。

- (1) 航空券・旅費（日当・宿泊費）は契約に含めること（見積書に計上すること）。
航空便経路：成田/羽田⇄ヒューストン⇄ボゴタ、または成田/羽田⇄アトランタ⇄ボゴタを標準とする。
<http://www.jica.go.jp/announce/information/20150218.html>
ただし、コロンビアの国内移動に係る航空券はJICAコロンビア支所より支給するため見積書への計上は不要。
- (2) 戦争特約保険料
災害補償経費（戦争特約経費分のみ）の計上を認める。「コンサルタント等契約などにおける災害補償保険（戦争特約）について」(<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/disaster.html>)を参照。

10. 特記事項

- (1) 業務日程／執務環境
 - 1) 現地業務日程
本業務従事者の現地調査期間は2015年11月8日～2015年11月29日を予定しています。
本業務従事者は、当機構の調査団員に1週間先行して現地調査の開始を予定しています。
 - 2) 現地での業務体制 本業務に係る調査団構成は、以下のとおり。
 - ・総括・平和構築（JICA）
 - ・協力企画（JICA）
 - ・評価分析（コンサルタント）
 - 3) 便宜供与内容
JICAコロンビア支所及びプロジェクトチームによる便宜供与事項は以下のとおり。
 - ① 空港送迎
あり
 - ② 宿舎手配
あり
 - ③ 車両借上げ
全行程に対する移動車輛の提供（機構職員等の調査期間については職員等と同乗することとなります。）
 - ④ 国内移動
ボゴター地方間のフライト等、活動に必要な国内移動手配及び航空券の提供
 - ⑤ 通訳備上
必要に応じ、JICAコロンビア支所がスペイン語通訳を備上します。（国内準備期間の翻訳含む）
 - ⑥ 現地日程のアレンジ
プロジェクトチームが必要に応じアレンジします。
 - ⑦ 執務スペースの提供
プロジェクトオフィス内の執務スペース提供（ネット環境完備）

(2) 参考資料

本業務に関する以下の資料は、JICA社会基盤・平和構築部平和構築・復興支援室
(Tel.03-5226-6953)にお問い合わせ下さい。

- ・ 詳細計画策定調査報告書
- ・ 業務進捗報告書
- ・ 専門家派遣一覧
- ・ PDM最新版

(3) その他

- 1) 業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度であるため、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- 2) 紛争影響国・地域特有の事業評価の視点については、契約開始時に担当室よりブリーフィングを予定しています。
- 3) コロンビア国内での作業においては、機構の安全管理措置を遵守するとともに、機構総務部安全管理室、JICAコロンビア支所の指示に従い、十分な安全対策措置を講じることとします。突発事項の発生あるいは機構からの安全管理上の指示によりやむを得ず行程の変更や延長が発生する場合には、随時協議し決定します。
- 4) 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」の趣旨を念頭に業務行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やか相談するものとします。

以上